学級数を基礎として同法第 6 条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数

b_2　当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正Ⅱの率

b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$（\alpha - 1）\times 0.854 + 1$

算式の符号

α　前年度の 5 月 1 日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第 2 条ただし書及び第 3 条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。）第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第 1 条第 13 号、第 15 号及び第 17 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同条第 1 項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第 1 条第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b_4　札幌市にあつては 0.008 、その他の指定都市にあつては 0.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

$6{,}714 千円 \times c_1 \times \{（c_2 \times c_3）+ c_4\}$

$（c_2 \times c_3）$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$c_1 \times \{（c_2 \times c_3）+ c_4\}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c_1　b_1 に準ずる。この場合において、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは